

「東京湾沿岸海岸保全基本計画[千葉県区間]」 の変更について

平成28年5月



千葉県

千葉県海岸保全基本計画について



千葉県では2つの沿岸があり、それぞれ海岸保全基本計画を策定しています。

千葉東沿岸海岸保全基本計画

銚子市の県境から館山市洲崎までの延長約230kmが対象

東京湾沿岸海岸保全基本計画[千葉県区間]

館山市洲崎から東京湾最奥部の旧江戸川河口までの延長約300kmが対象

これまでの変更の経緯

平成16年8月 計画策定

平成25年11月 計画変更

(津波対策追加)

海岸法の改正(維持・修繕基準等の策定)

現状と課題

現在の海岸堤防等は、高度成長期に集中的に整備され、今後急速に老朽化する。

→財源、人材に限られる中で、海岸保全施設のより一層の適切な維持・修繕が必要。

改正内容

○海岸管理者は、海岸保全施設を良好な状態に保つよう維持・修繕すべきことを明確化

○統一的な維持・修繕の基準の策定

海岸法(昭和31年法律第101号) (抄)

(維持又は修繕)

第十四条の五 海岸管理者は、その管理する海岸保全施設を良好な状態に保つように維持し、修繕し、もつて海岸の防護に支障を及ぼさないように努めなければならない。

2 海岸管理者が管理する海岸保全施設の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、主務省令で定める。

3 前項の技術的基準は、海岸保全施設の修繕を効率的に行うための点検に関する基準を含むものでなければならない。

東京湾沿岸海岸保全基本計画の変更概要

基本計画に定める「海岸保全施設の整備に関する事項」を「新設又は改良」と「維持又は修繕」に細分化し、「②海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項」を追加

海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

沿岸の各地域ごとの海岸において海岸保全施設を整備していくに当たっての基本的な事項として定めるものは次の事項とする。

① 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項 【変更無】

- イ 海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域
- ロ 海岸保全施設の種類、規模及び配置
- ハ 海岸保全施設による樹液の地域及びその状況

② 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項 【新規追加】

- イ 海岸保全施設の存する区域
- ロ 海岸保全施設の種類、規模及び配置 → 施設延長・天端高さを記載。
- ハ 海岸保全施設の維持又は修繕の方法 → 点検頻度を記載。

②のロのうち、施設延長・天端高さは、各管理者の施設台帳に基づき、地区海岸ごとに記載している。（現時点で諸元不明の施設もあり）

②のハのうち、点検の頻度は、海岸保全施設維持管理マニュアル（平成26年度3月）に基づき、原則5年に1回程度と記載した。

※詳細は、平成28年5月25日に公表される千葉県庁ホームページを御覧ください。

HPアドレス：<http://www.pref.chiba.lg.jp/kouhou/iken/jisshi/index.html>